

令和4年度スポーツ産業の成長促進事業
「スタジアム・アリーナ改革推進事業（審査委員会の運営等）」

審　查　基　準

I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、原則として予算の範囲内で各評価項目の得点が高いものについて採択案件に決定する。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

II 審査方法

受託を希望する団体から提出された企画提案書等に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

III 評価方法

評価は企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。下記の評価項目及び評価基準に基づき、技術審査委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。なお、評価得点が、24点に満たないものについては不合格とする。

〔評価項目〕

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業実施・事業管理に必要な人員・組織体制が整っていること。
- (2) 事業を円滑に遂行するために、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 事業を適切に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (4) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。
- (5) 事業の成果を最大化するために必要な当該分野及び関連分野に関する知識・知見及びネットワークを持っていること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領で定める事業内容について全て提案され、実現性・妥当性があること。
- (2) 多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定に係る補助的業務、及び選定案件を公表する際の広報イベント効果を最大化する施策の検討に当たっての具体的な提案がなされていること。
- (3) 選定施設の評価ポイントをまとめた事例集のアップデートに当たっての具体的な提案がなされていること。
- (4) スタジアム・アリーナ改革関連施策の周知・普及に当たり、相談窓口の開設や専門人材の派遣、関連施策に関する相談者への提案など、全国各地のスタジアム・アリーナ整備に向けた構想・計画を行っている地方公共団体等に対して、地域のニーズに応じた支援を行うための具体的かつ効果的な提案がされていること。
- (5) スポーツ市場構造における我が国と諸外国との比較・分析及びレポートの作成に当たり、比較対象に想定する国名等や比較・分析の手法が明示されるなど、

具体的な提案がなされていること。

- (6) 各事業の手順・スケジュールが具体的かつ合理的であること。
- (7) 妥当な経費が示されていること。

3 その他

- (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価
 - ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。
- (2) 障害者支援等の取組に関する評価
 - ・審査委員会等の会議を開催するにあたり、車いす等での参加が可能となるよう施設面で配慮を行うこと。

〔評価基準〕

1 「1 事業実施主体に関する評価」及び「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準以下の評価基準により 5 段階評価を行う。

大変優れている=5点
やや劣っている=2点

優れている=4点
劣っている=1点

普通=3点

2 「3 (1) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等
 - ・認定段階 1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）= 1. 5 点
 - ・認定段階 2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）= 2. 0 点
 - ・認定段階 3 = 2. 5 点
 - ・プラチナえるぼし認定 = 3. 5 点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）= 0. 5 点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）
 - ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準または同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置により認定）= 1. 2 点
 - ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準により認定 = 1. 5 点
 - ・プラチナくるみん認定 = 2. 0 点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定・ユースエール認定 = 1. 5 点
- 上記に該当する認定等を有しない = 0 点

3 「3（2）障害者支援等の取組に関する評価」に係る評価基準
以下の評価基準により 3 段階評価を行う。

大変配慮している = 2 点	配慮している = 1 点	配慮していない = 0 点
----------------	--------------	---------------

審査要領

令和4年度スポーツ産業の成長促進事業「スタジアム・アリーナ改革推進事業」における事業者の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。

本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかにスポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
 - ② 審査委員が所属している機関から申請があった場合
 - ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
 - ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
 - ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
 - ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
 - ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に深い利害関係があり、当該競争参加者の審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合
- 2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、スポーツ庁は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら当該競争参加者の審査を辞退した場合はその限りではない。
- 3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。
- 4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合はその関係性を有する競争参加者の審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかにスポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）に報告しなければならない。

2 スポーツ庁は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。